

令和5年度

電子点検表サービス利用仕様書

岩手県企業局

令和5年度

<目次>

第1 基本事項	
1 案件の名称	1
2 利用の目的	1
3 本案件の範囲	1
4 契約期間	1
第2 クラウドサービス型電子点検表の要件	
1 クラウドサービス型電子点検表	1
2 利用開始時における環境設定	3
3 支援業務	3
第3 留意事項	
1 利用料等の支払	3
2 機密保護	3
3 データの消去	3
4 法令等の遵守	3
5 協議	4

第1 基本事項

電子点検表サービス利用仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岩手県企業局が利用するクラウド型電子点検表サービスの仕様を定めたものである。

1 案件の名称

電子点検表サービス（以下「本案件」という。）

2 使用の目的

岩手県企業局では、保守管理に対する新技術導入を掲げ、各技術の調査を行っている。調査の一環として、岩手県企業局が管理する発電所において日常的に行う点検作業等の結果を記録する帳票の電子化に資するサービスを試験的に導入することを目的とする。

3 本案件の範囲

- (1) タブレット（端末数：5台、ユーザー数：10名）で電子点検表を利用できる権利
- (2) (1)の利用開始のために必要な環境設定※及びその他初期設定作業
※ログイン可能な状態とするまで（点検実施に必要な帳票作成等は含まない。）

4 契約期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日までとする。
ただし、協議の上で契約期間を変更することがある。

第2 クラウド型電子点検表サービスの要件

1 クラウド型電子点検表サービス

(1) 環境要件

- ① 次のいずれかを満たすこと。
 - A サービス提供事業者がクラウド型電子点検表サービスの提供のために設けるサイトに、インターネット経由でアクセスすることにより利用できること。
 - B サービス提供事業者がクラウド型電子点検表サービスの提供のために供用するアプリケーションによりサービスを利用できること。
- ② 開庁日の9時から17時までの間で電話又はメールにより岩手県企業局の担当者に対するサポート対応を行うこと。
- ③ 本案件を日本等の政府又は政府に準ずる機関が所管するセキュリティに関する認証制度で認証を取得しているサービスとして提供できること。
- ④ 契約変更等によりライセンスの追加が任意に可能であること。

(2) 機能要件

ア 帳票作成機能

- ① サービス等の利用により容易に帳票を作成することが可能なこと。

イ 点検表機能

- ① 以下の点検結果をサービスに入力することが可能なこと。
 - A 時刻
 - B 文字列
 - C 数値
 - D 画像

- ② 異常値を入力した場合の警告表示が可能なこと（ポップアップ、文字色の変化等）。

ウ 写真帳作成機能

- ① タブレットにより撮影した写真により写真帳を作成することができること。
（画像を含む帳票を作成でき、それを出力することが可能なこと。）
- ② 写真帳の各写真にタイトルを付すことができること。
（タイトルセルに文字入力可能なこと。）

エ クラウド保存機能

- ① 作成した帳票や点検結果がクラウドサーバーで保存されること。
- ② クラウドに保存した点検結果を閲覧又は出力することが可能なこと。

オ Excel入出力機能

- ① Excelにより作成した帳票をシステムに登録可能なこと。
- ② 点検結果を登録したExcel帳票へ転記して出力することができること。

カ データ連携機能

- ① 岩手県企業局で保有するデータベース上のデータを、帳票作成機能で作成した帳票上にリアルタイムに連携出来る仕組みを有すること。
- ② 連携されたデータが、帳票に表示される機能を有すること。
- ③ データベース上のデータを、帳票上にリアルタイムに連携する回数に制限がないこと。
- ④ データ連携にアカウントが必要な場合、「第1 基本事項」に示すユーザー数とは別に確保することとし、それに伴うユーザー数の追加費用は本案件に含むものとする。

(3) セキュリティ要件

- ① ID・パスワード等で接続の管理ができること。
- ② 悪意の第三者による接続を防止する機能を有していること。
- ③ 管理者が監視できるよう全ユーザーの利用状況を記録すること。

(4) 動作要件

以下の環境で利用できること。

ア パソコン

- ① OS : Windows 10
- ② 通信環境:帯域 1Mbps 程度であって 80 及び 443 ポートのみ利用可能な環境でも利用可能であること。
- ③ ブラウザ : Microsoft Edge 又は Google Chrome
- ④ 機器 : 第11世代 intel Core i5 チップ、メモリ 4GB の環境で支障なく利用できること。

イ タブレット

- ① OS : iOS 又は iPadOS であって、メーカーがサポートしているバージョン
- ② 通信環境: 携帯回線の環境でも使用可能であること。
- ③ 機器要件 : 発売から3年以内の市販機器で概ね支障なく利用できること。

2 初期設定作業

(1) 利用開始時における環境設定

ア 使用する初期 ID 及び初期パスワードを払い出し、岩手県企業局の担当者に通知すること。

イ その他本サービスを使用するに当たり必要な初期設定を行うこと。

(2) 利用開始後に行うデータベース連携作業

ア 岩手県企業局が保有するデータベースと、上記クラウド型電子点検表サービスとの連携作業を行うこと。

イ 連携作業に当たり、岩手県企業局から次の情報を提供する。

- ① 岩手県企業局で保有するデータベースに接続するための認証情報
- ② データ連携を行うために必要なデータベースの項目情報
- ③ データ連携を行うために必要な帳票の項目情報

3 支援業務

データベース上のデータと、上記クラウド型電子点検表サービスと連携するに当たり、「初回の雛形の提供」及び「最大5回の支援（遠隔可）」を行うこと。

第3 留意事項

1 利用料等の支払

(1) クラウド型電子点検表サービスの月額使用料

各月分について請求により支払う。

(2) 初期費用

初期設定作業に係る費用は、作業完了後、請求により支払う。

2 機密保護

(1) 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。本案件に係る業務の先についても同様とする。

3 法令等の遵守

(1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）及び岩手県企業局が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

4 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、岩手県企業局と協議を行うこと。